

**鹿島都市計画**  
**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**  
**〔鹿島都市計画区域マスタープラン〕**



烏崎海岸

**福 島 県**

# 目 次

<b>1</b>	<b>基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1)	対象区域 .....	1
2)	目標年次 .....	1
<b>2</b>	<b>都市計画の目標</b> .....	<b>2</b>
1)	都市の現状と課題 .....	2
2)	都市づくりの理念 .....	5
3)	当該都市計画区域の広域的位置づけ .....	7
4)	保全すべき環境や風土の特性 .....	7
<b>3</b>	<b>区域区分決定の有無</b> .....	<b>9</b>
1)	区域区分の有無とその理由 .....	9
<b>4</b>	<b>土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>10</b>
1)	主要用途の配置方針 .....	10
2)	土地利用の方針 .....	10
<b>5</b>	<b>都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>13</b>
1)	交通施設 .....	13
2)	下水道及び河川 .....	15
<b>6</b>	<b>市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>16</b>
1)	主要な市街地開発事業の決定方針 .....	16
2)	市街地整備の目標 .....	16
<b>7</b>	<b>自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b> .....	<b>17</b>
1)	基本方針 .....	17
2)	主要な公園緑地の配置方針 .....	18
3)	実現のための具体の都市計画制度方針 .....	19

# 1 基本的事項

## 1) 対象区域

本区域は、相馬郡鹿島町の行政区域の一部により構成される約 5,945ha である。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
鹿島都市計画区域	相馬郡鹿島町	行政区域の一部	約 5,945ha
合 計	1 町		約 5,945ha

## 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成 12 年度を基準とし、概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10 年後の平成 22 年を目標年次として定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

## 2 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### 広域的視点から見た現状と課題

本区域は、県都福島市から東南東に約 50km、浜通りの北部に位置し、北は相馬市、南は原町市と中心拠点都市に隣接しており、相双地域生活圏の日常生活拠点として位置づけられる都市である。

東の太平洋、西の阿武隈高地に接した海と山の風景が一望できる都市を形成しており、町の中央部を 2 級河川である真野川が貫いている。平野部は水田地帯が広がり、丘陵地では果樹栽培も行われている。古くは万葉集にも歌われたみちのくの真野郷として、遠く奈良の都にきこえていた。笠女郎の歌った「みちのくの真野のかや原遠けども・・・」という万葉集の歌は、作者が青年期の同伴家持に贈ったもので、その浪漫的な慕情と壮大な古代真野の光景が胸に迫る。現在では当時の面影を追った「万葉まつり」が開催されている。

通勤通学は、原町市、相馬市へそれぞれ通学者の 20% 以上が流出し、通勤者の 20% 以上が原町市へ、10% 以上が相馬市に流出しており、原町市と相馬市とのつながりが非常に大きく、両市への依存度が高い都市である。

現在、常磐自動車道整備等が進められているが、原町市、相馬市に設置されるインターチェンジの活用を図るアクセスの確保や、常磐自動車道を活用したまちづくりが求められている。

通勤・通学や買い物などは、原町市と相馬市へのつながりや依存度が高く、両都市との連携を踏まえた都市基盤の形成が求められている。また、両都市との近接性や農業・漁業などの産業及び自然を活用し、鹿島町の特徴を活かしたベットタウンとしての位置づけを確立していくことが求められる。

#### 土地利用に関する現状と課題

本区域の人口は、年度によって差はあるものの微減傾向にあるが、世帯数は増加している。なお、市街地外の人口が 7 割以上を占め、集落への人口集中が多いのが特徴である。また、幼年人口が減少し、高齢者の割合も福島県平均レベルを上回っており、高齢社会に対応した、誰もが日常生活において安全・快適・便利に暮らせる市街地づくりが求められている。

本区域の市街地は、区域の中央部の真野川と一般国道 6 号に挟まれて形成されており、旧陸前浜街道であった（一）浪江鹿島線沿道及び JR 常磐線鹿島駅西口周辺を中心に商業地が形成され、日常生活拠点としての機能集積が図られてきた。土地区画整理事業により、新市街地での都市基盤の集積が高まり、良好な都市基盤が整備されつつある。一方で、JR 鹿島駅前や（都）江垂茂手線沿いなどの古くからの市街地では、狭い道路や行き止まり道路等が多く、中心市街地の空洞化も生じているため、活性化を図るとともに、適切な土地利用を進めていく必要がある。

市街地の周辺には真野川等の河川、唐神溜池等の湖沼、優良な農地、山林などの豊かな自然的環境があり、海岸部では真野川漁港を中心とした漁業、観光レクリエーション拠点としての活用が求められている。

また、市街地外の土地利用の多くは、山林、農地等として利用されるなど豊かな自然が特色であり、優良農地を中心とした保全が求められている。

### 都市施設に関する現状と課題

本区域の道路網は、一般国道 6 号、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線が南北方向の骨格を形成している。

市街地は、(一)浪江鹿島線沿いに形成されている。また、市街地と沿岸部を結ぶ道路として(一)南海老鹿島線、(一)烏崎江垂線があり、市街地と山麓部を連絡する道路として、(一)草野大倉鹿島線、(一)大芦鹿島線等がある。

隣接する相馬市及び原町市とのつながりが強いことから南北方向の交通需要が多く、高規格幹線道路である常磐自動車道の開通による高速アクセス道路の整備など、今後とも南北方向の交通機能の強化が必要である。また、都市計画道路の整備率が低く、県平均を下回っており、一般国道 6 号から市街地にアクセスする道路や市街地を形成する都市計画道路の整備、市街地と集落地をネットワークする道路網の強化が求められる。

公共交通機関として、JR 常磐線が一般国道 6 号に平行して南北に縦貫し、中心市街地に JR 鹿島駅を有している。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。さらに高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となることから、鉄道やバス交通の機能の維持強化が課題である。

これら都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽によって行なわれているが下水道の整備率が低く、県平均の整備率を下回っている。生活雑排水による河川や海の水質悪化を防止するため、公共下水道の整備促進が求められている。また、本区域内の河川は、比較的流路延長が短く、山間部の急流区間から市街地の緩流区間を流下して太平洋に注いでいる。市街地や漁港周辺を中心として、住民が水辺に親しめる空間整備が求められている。

### 市街地開発事業に関する現状と課題

相双地域の生活圏中心拠点である原町市と相馬市に挟まれた本区域は、通勤・通学動向などに現れているように両都市のベッドタウンとしての役割を担っている。特に、駅や主要幹線道路に近接した利便性の高い市街地における土地需要の高まりを見せている。

本区域では、市街地西部に位置する西町土地区画整理事業第一工区の事業が完了し、市街地南部に位置する町尻土地区画整理事業と西町土地区画整理事業第二工区についても事業を推進しているところである。

今後とも、事業中の土地区画整理事業の早期完了を目指した整備推進や、用途地域内の低未利用地の利用促進が求められている。

### **自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題**

本区域には、西側の阿武隈高地に連なる山林が位置し、東側は太平洋に面する海岸沿いの貴重な自然生態系が残されている。また、丘陵地には、遺跡、溜め池、樹林などが一体となった、特徴ある自然的環境を形成し、低地には水田を中心とした農地が秋には黄金色に輝き樹木の緑と溜め池の青色がコントラストを奏でている。さらに、市街地に隣接して流れる真野川は、上流に真野川溪谷を形成するなど、住民の憩いの場としての身近な水辺環境となっている。

このように、水と緑と歴史に恵まれており、これらの自然資源や農地の保全とともに、貴重な自然環境を風土特性として活用することが求められている。

さらにこれらの景観は、建物の高さなど周辺土地利用との調和が重要であり、周辺地区の良好な街並み景観、豊かな自然景観との調和について、今後もその維持が求められている。

## 2) 都市づくりの理念

### 「心豊かなふる里、住みたくなる都市づくり」

- 日常生活都市として住みたくなるまちづくり
- 隣接都市との連携を支える交通基盤の整備
- 市街地と集落のバランス取れたまちづくり
- 海岸、溜池、農地、山林などの豊かな自然環境と地域資源を活かした自然と共生したまちづくり



鹿島市街地（鹿島町）

#### 大規模な地形の形質変更に対する考え方

本区域における都市活力の形成のために、都市基盤やレクリエーション基盤の整備にあたっては、現況の地形をできるだけ活用して行い、大規模な地形の形質変更はできるだけ避ける。なお、やむを得ず地形の形質変更を行う場合においても、周辺環境との調和を十分に図る。

#### 隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域は鹿島町のみで構成され、市街地は隣接市村の市街地と山林、農地等により隔てられているが、相双地域の生活圏中心拠点である相馬市と原町市に隣接している。このため、これらの隣接都市との交流・連携を深め、産業・医療・教育・福祉・観光等の広域的な都市機能を一般国道6号等による浜通り軸に沿って効率的に配置・整備する。一方、農地や山林等により分節化された現在の都市構造を、将来的にも維持する。

### 自然環境の保全に対する価値観

本区域の西側は阿武隈高地に連なる山林が形成され、真野川沿いに広がる農地、東側に展開する太平洋と、山・川・農地・海という豊かな自然的環境を有している。また、丘陵部では溜め池や松林が存在し、動植物が生育するなど、地域を特徴づける重要な要素となっている。

これらの自然環境を後世に継承すべき財産として位置づけ、適正に保全することを基本とする。

### 人口配置の考え方

用途地域は、現在の人口密度から新たな人口を受け入れる余力があり、将来人口動向は人口増加が見込めない状況であるため、区域外からの転入や区域内での移動は、無秩序な市街地拡大防止の観点から、原則として既存市街地において受け入れていく。特に、本区域では土地区画整理事業による住宅地等の整備を進めており、今後は事業実施地区での住宅立地を促進し、市街地での定住人口の増加を図る。

なお、人口の約7割が集落地に居住しており、既存集落のコミュニティ維持のため、市街地における人口配置との整合を図りながら、集落地での居住環境の向上にも努める。

### 市街地の適正規模に関する考え方

市街地には、土地区画整理事業により整備、又は整備中の宅地があり、今後は土地区画整理事業地区での住宅立地を促進していく。概ね現在の用途地域内を将来の市街地として位置づけ、新たな市街地の拡大は志向しない。また、将来的にも農地や山林等により分節化された現在の都市構造を維持する。

JR 鹿島駅周辺での商業・業務機能等の集積を生かし、日常生活拠点としての機能強化を図るとともに、計画的な住宅地の整備による良好な居住環境の形成を図る。

なお、都市の機能強化や集落地の機能強化のために必要となる土地利用については、周辺の自然環境との調和に配慮して、適切な規模での配置を行う。

### 農地・農業に関する考え方

農地は、農業基盤をなすものであるほか、生産活動を通じて県土を維持・管理する機能、郷土景観の提供、農業を活かした交流の育成等、様々な役割を果たすものである。このため、今後とも農地としての土地利用を位置づけることを基本とする。

### 土地利用整序の考え方

土地区画整理事業により整備、又は整備中の市街地については、良好な居住環境を形成する住宅地としての土地利用とし、適切な土地利用誘導を図る。

一般国道6号沿いについては、幹線道路としての交通機能に留意して、交通利便性を活かした土地利用を誘導していく。

### 都市防災（市民のリスク分担）の考え方

地震等の災害に対する安全な市街地を形成していくために、避難地となる公共施設や公園等を適切に配置していく。また、火災に対する安全性を上げていくために、市街地内でのオープンスペースの拡充や建物の耐震・不燃化を図る。

また、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

### 都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

特に、道路などの交通施設や公園、下水道などの都市施設については、市街地での重点的な整備・配置を行うものであるが、本区域における集落地での人口集積を勘案した適切な配置・整備とし、市街地と集落地を連絡する道路網の確立に努める。

また、主要幹線道路である一般国道6号と市街地のアクセス確保を推進し、南北に隣接する相馬市や原町市などとの連携支援を図る。

なお、都市施設整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

## 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、浜通りの北部に位置し、生活圏中心拠点である相馬市と原町市にそれぞれ北と南で隣接する日常生活拠点として位置づけられることから、都市づくりにあたっては隣接する2つの都市との連携を強化することを基本とする。

JR 鹿島駅周辺での商業・業務機能等の集積を生かし、日常生活拠点としての機能強化を図るとともに、計画的な住宅地の整備による良好な居住環境の形成を図る。

また、整備が進められている常磐自動車道においては、区域に残る自然資源との融合による交流促進を図り、まちの交流拠点の形成を図る。

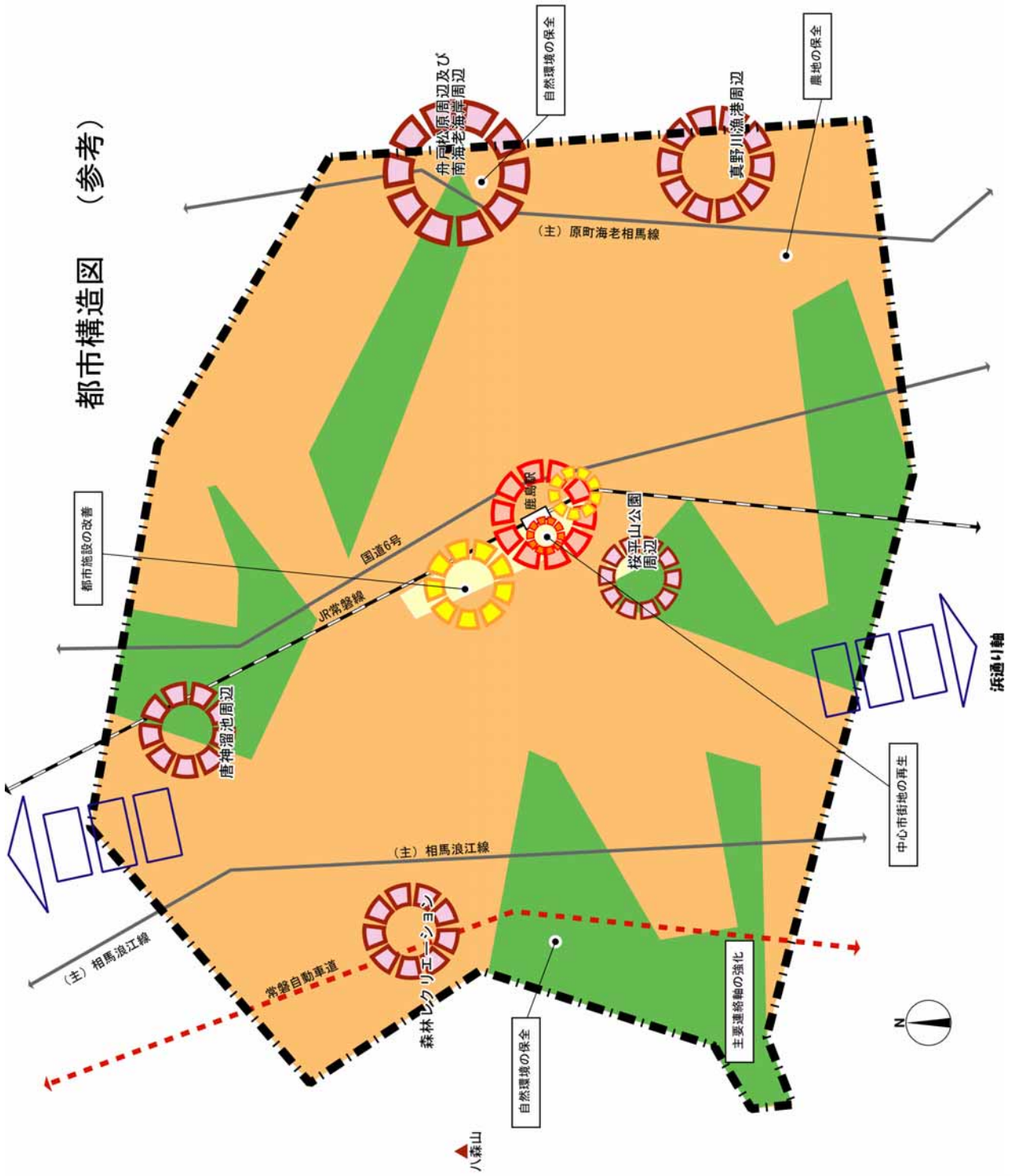
## 4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域には、阿武隈高地に連なる山林、真野川水系の河川、太平洋沿いの自然海岸、優良な農地、丘陵地の溜め池やその周辺の松林など、貴重な自然的環境を有し、遺跡等の歴史的な環境も多く残されている。このような自然的環境や歴史的環境は、風土特性を形成するものであり、今後とも「ふるさとの風景」として保全していく。

唐神溜池周辺、横峯溜池周辺、桜平山公園の周辺などの良好な環境は保全を図りつつ、自然に親しむ身近な空間として適切な利用を図る。また、本県の天然記念物に指定されている海老浜のマルバシャリンバイ自生地や舟戸松原は、海辺の貴重な自然環境であり、今後とも保全を図る。

市街地に沿って流れる真野川は、周辺の自然的な環境との調和を図りながら、親水空間としての整備・保全を図る。

都市構造図 (参考)



### 3 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

##### 判断理由

本区域は、鹿島町の行政区域の大部分、平野部のほぼ全域が都市計画区域に指定され、市街地はその中央に位置している。

相双地域生活圏の中心拠点である相馬市、原町市に挟まれているが、それぞれの都市計画区域の間には農地や丘陵、樹林地が広がっており、他都市から市街地が連担する可能性は低い。

本区域の平成 12 年における人口は、約 11.8 千人で減少傾向にあり、将来においても大きな伸びは予測されず、現在の用途地域の範囲を越える宅地需要は見込まれない。

経済的な見通しでは、常磐自動車道の整備が進められており、インターチェンジ周辺における工業・流通機能を中心とする産業立地の可能性が高まると考えられる。しかし、本区域はインターチェンジから離れているほか、開発圧力を計画的に整備された居住基盤や産業基盤へ適正に誘導していくものとするため、無秩序に拡大する可能性はない。

土地利用の現状では、市街地において土地区画整理事業による基盤整備が進められており、今後住宅地として立地を誘導していくべき宅地がある。そのため、新たな住宅地の拡大の必要性はなく、都市的土地利用の拡散を制限する必要性は低いと判断される。

山林・河川・海岸の自然環境、農業生産環境が存在するが、その山林、農地の多くは、地域森林計画対象民有林や農振農用地区域等の他法の土地利用規制が及んでいることから、都市計画上土地利用を制限する必要性は低いと判断される。

また、地域住民から区域区分を定めて欲しいという要望は現時点ではない。

以上の理由により、鹿島都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

## 4 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### 商業・業務地（商業系）

商業・業務地として、旧陸前浜街道であった（一）浪江鹿島線沿道及び JR 鹿島駅西口周辺を中心とした既存商店街を位置づけ、日常生活の利便性を高める商業・業務機能の集積と基盤施設の整備や歩行者環境の整備を図っていく。

既存商店街では、商業・業務機能の強化とあわせて定住人口の増加を図り、商住の複合的土地利用への再整備による賑わいある市街地とし、街なかでの居住を促進していく。

#### 工業・流通業務地（工業系）

一般国道 6 号沿道における既存工業地や、沿道サービス型として利用が想定されるところについては、工業地として位置づけ、周辺の環境悪化が進まないよう配慮する。

#### 住宅地（住居系）

真野川沿いの住宅地では、土地区画整理事業により整備が進められており、戸建て住宅を中心とする低層住宅地として位置づけ、良好な居住環境を形成していく。

また、用途地域内に残されている農地、基盤未整備の住宅地については、低層住宅地として位置づけ、計画的な土地利用を誘導していく。

町役場周辺の既存住宅地については、商業・工業系の土地利用が混在しているが、今後とも複合地区として居住環境の改善に努める。

### 2) 土地利用の方針

#### 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

旧陸前浜街道であった（一）浪江鹿島線沿道及び JR 鹿島駅西口周辺を中心とした商業地では、周辺住宅地等との環境調和に配慮しながら、商業機能や居住機能の集積を高めた住商複合の土地利用を誘導する。

一般国道 6 号沿道については、広域的な連携軸としての交通機能に留意しながら、交通利便性を活かした住環境と調和した沿道サービス施設等の立地を誘導する。

#### 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存市街地の一部には、狭い道路や行き止まり道路が多い住宅地がある。このような住宅地では、低未利用地を活用した市街地の整備や建替えの誘導、空き家の再利用により、生活道路等の基盤整備を進め、安全で快適な居住環境の形成を図る。

土地区画整理事業により計画的に整備された住宅地では、良好な居住環境を保全していく。

ユニバーサルデザインに対応した高齢者、障害者向けの住宅確保や若者世帯の需要に見合う住宅の供給を、土地利用と合わせ、総合的かつ計画的に進める。

### 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地は都市に潤いを与え、豊かな生活を育む景観や環境を形成しており、桜平山公園を中心とした観光・レクリエーションの拠点として整備・保全を図る。また、市街地西側に沿って流れる真野川は、緑地としても位置づけられており、今後とも保全を図るとともに、身近な水辺空間としての整備を図る。

市街地に残された樹林や社寺境内地の緑地などは、都市に潤いを与える貴重な緑地として今後とも保全していく。

区域西部に位置する広大な自然地については、森林レクリエーションを中心としたエリアとして位置づけ、交流拠点の形成など魅力ある地域づくりを推進する。

### 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地等は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、原則として無秩序な市街地拡大を抑制し、今後とも保全していく。また、市街地の周辺に位置する農地は、都市環境を形成する要素のひとつであり、山林や集落地と一体的な里山景観として位置づけ、適切な保全を図る。

### 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域には、阿武隈高地に連なる山林、真野川水系の河川、太平洋沿いの自然海岸、優良な農地、丘陵地の溜め池やその周辺の松林など、貴重な自然的環境があり、遺跡等の歴史的な環境も多く残されている。このような自然的環境や歴史的環境は、風土特性を形成するものであり、今後とも「ふる里の風景」として環境の保全を図るため、開発を抑制する。

特に、唐神溜池周辺、横峯溜池周辺、桜平山公園の周辺などの良好な環境は保全を図りつつ、自然に親しむ身近な空間として適切な利用を図る。また、本県の天然記念物に指定されている海老浜のマルバシャリンバイ自生地や舟戸松原は、海辺の貴重な自然環境であり、今後とも保全を図る。

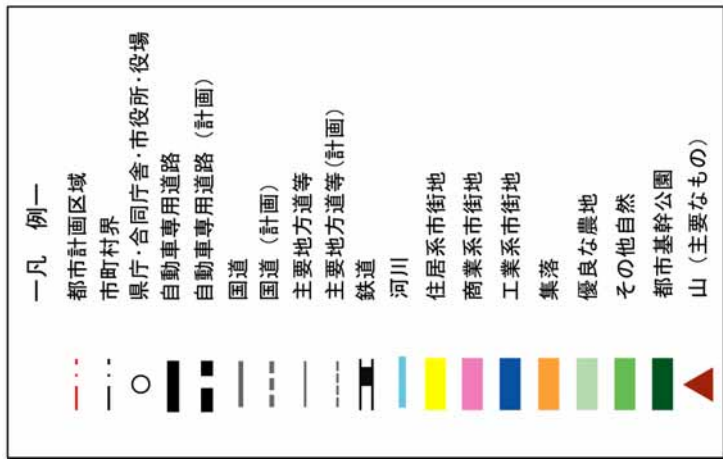
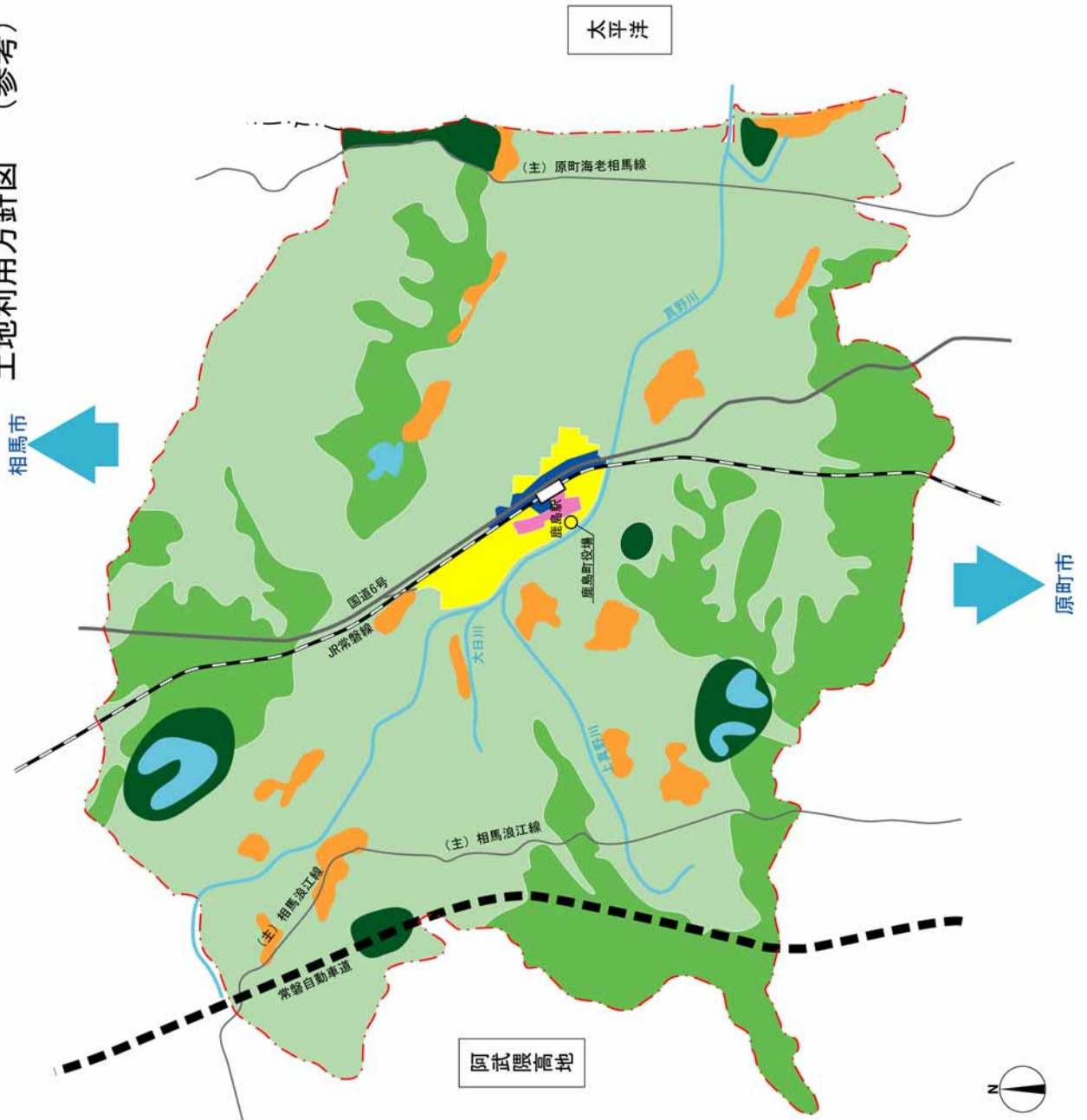
市街地に沿って流れる真野川は、周辺の自然的な環境との調和を図りながら、親水空間としての整備・保全を図る。

### 計画的な土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。

一方、市街地外の既存集落地については、下水道や道路等の生活基盤の整備を進め、周辺の森林や農地と調和した居住環境を育成する。なお、優良な田園居住を実現するための開発を行う場合には、農業環境との調和に配慮しつつ適切な土地利用を誘導する。

土地利用方針図 (参考)



## 5 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。  
施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### 基本方針

##### ア.交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、南北方向に一般国道6号、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線が骨格を形成している。市街地は、(一)浪江鹿島線沿いに形成されている。また、市街地と沿岸部を結ぶ道路として(一)南海老鹿島線、(一)烏崎江垂線があり、市街地と山麓部を連絡する道路として、(一)草野大倉鹿島線、(一)大芦鹿島線等がある。

隣接する相馬市及び原町市とのつながりが強いことから南北方向の交通需要が多く、今後とも南北方向の交通機能の強化が必要である。合わせて、一般国道6号から市街地にアクセスする道路の整備や、市街地と集落地をネットワークする道路網の強化が求められる。

公共交通機関として、JR常磐線が一般国道6号に平行して南北に縦貫し、中心市街地にJR鹿島駅を有している。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。さらに高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となることから、鉄道やバス交通の機能の維持強化が課題である。

これら都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

以上の状況を踏まえて、本区域における交通体系は、次のような基本方針に基づき、整備を図るものとする。

#### 広域的な連携軸の強化

整備中の常磐自動車道へのアクセス強化を図るため、隣接する相馬市及び原町市に計画されるインターチェンジへの道路網を構築する。

南北方向の連携軸である一般国道6号、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線等の機能強化を図るとともに、東西方向の連絡についても考慮する。

#### 都市の軸の整備

市街地の骨格となる幹線道路、市街地と集落地を連絡する幹線道路及び市街地や集落地から広域的な連携軸に連絡する幹線道路の整備を進めるとともに、市街地における通過交通の抑制や歩道の確保などにより、安全で快適な道路整備を図る。

### 交通結節機能の強化

東京と仙台を結ぶ JR 常磐線を鉄道網として位置づけるとともに、JR 鹿島駅を中心とした自動車・公共交通機関などとの適正な機関分担を促進し、様々なニーズに合わせた利用しやすい交通体系を確立する。

### 人にやさしい環境づくり

都市施設整備事業の推進にあたっては、利用しやすい交通機関の確保に努め、拠点となる駅や病院などの公共施設を中心にユニバーサルデザインの導入や歩道の確保を積極的に進め、安全で人にやさしいまちづくりを推進する。

### 主要な施設の配置の方針

#### ア．道路

##### 高規格幹線道路

東京と仙台を連絡し、南北に縦断する常磐自動車道を高規格幹線道路として位置づけ、常磐自動車道の早期整備を促進する。

なお、本区域にはインターチェンジの整備は計画されていないが、広域的な交流の促進を図る施設整備を検討する。

##### 主要幹線道路

主要幹線道路として、南北に縦断し、原町市及び相馬市と連携する一般国道 6 号、(主)相馬浪江線、(主)原町海老相馬線を配置し、混雑発生区間及び狭小幅員区間の解消を図る。

##### 幹線道路

市街地の中心を南北に縦断する幹線道路として(一)浪江鹿島線等を配置し、JR 鹿島駅を中心とした格子状の道路網を確立する。特に、(都)岩妻茂手線については、接続する道路との連携を図りながら、良好な市街地を形成する路線として整備を図る。

市街地と集落との連絡や南北を縦断する主要幹線道路と連絡する路線として、(一)南海老鹿島線、(一)烏崎江垂線、(一)大芦鹿島線、(一)草野大倉鹿島線を配置する。また、主要幹線道路を補完する路線として(一)鹿島日下石線を配置する。

#### イ．その他

高齢社会において、交通の利便性を確保し、誰もが快適に外出できるように、JR 鹿島駅での交通結節機能の強化を図る。公共交通として、鉄道・バス交通の利便性を確保する。

#### 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な路線については、以下のとおりとする。

#### 【道路】

市町村名	路線名	備考
鹿島町	(都)原町相馬線	常磐自動車道(自動車専用道路)
	(都)江垂茂手線	(一)浪江鹿島線

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

## 2) 下水道及び河川

### 基本方針

#### ア．下水道及び河川の整備の方針

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽によって行なわれている。下水道の整備は、今後とも市街地形成も踏まえて効率的な施設整備を図っていくものとし、生活雑排水による河川や海の水質の悪化を防止するため、公共下水道計画区域の整備を促進する。

また、河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態系に配慮した環境づくりに努める。

### 主要な施設の配置方針

#### ア．下水道

鹿島町公共下水道整備計画に基づき、市街地全体を中心として配置し、公共下水道計画区域の整備を促進する。

#### イ．河川

本区域の市街地に隣接する真野川が流下している。河川改修計画に基づき、景観や親水性などの河川環境に配慮しながら、必要な治水施設の整備を行う。

### 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

#### ア．下水道

種 別		名 称
流域下水道		
公共下水道	流域関連	
	単独	鹿島公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

## 6 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定方針

本区域では、西町土地区画整理事業第一工区が事業完了し、町尻土地区画整理事業や西町土地区画整理事業第二工区についても事業を推進しているところである。今後とも、事業中の土地区画整理事業の早期完了を目指して事業を進めるとともに、用途地域内の低未利用地については、土地区画整理事業の導入等による基盤整備について検討する。

### 2) 市街地整備の目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な地区については、以下のとおりとする。

市町村名	種別	地区名
鹿島町	土地区画整理事業	町尻土地区画整理事業
	土地区画整理事業	西町土地区画整理事業・第二工区

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

## 7 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

#### 自然環境の整備及び保全の必要性

本区域には、西側に阿武隈高地に連なる山林が位置し、東側は太平洋に面する海岸沿いの貴重な自然生態系が残されている。また、丘陵地には、遺跡、溜め池、樹林などが一体となった、特徴ある自然的環境を形成している。さらに、市街地に隣接して流れる真野川は、住民の憩いの場としての身近な水辺環境となっている。

このように、水と緑と歴史に恵まれており、貴重な自然環境を風土特性として位置づけ、今後とも保全を図るとともに、自然に触れ合う休養の場、レクリエーションの場としての活用を図る必要がある。

なお、必要に応じて建物等の高さ制限により、市街地から阿武隈高地を眺めることができる空間を確保し、都市として良好な自然的環境の維持、形成を図ることを基本とする。



真野川溪谷・立石（鹿島町）

## 2) 主要な公園緑地の配置方針

### 環境保全系統の配置方針

本区域の樹林地や河川については、今後とも都市の自然環境の根幹をなす緑地として、保全していく。特に、唐神溜め池周辺、横峯溜め池周辺、桜平山公園周辺の丘陵地の自然環境や、海老浜のマルバシャリンバイ自生地、舟戸松原などの貴重な植生の環境、真野川沿いの水辺の環境などは、重要な自然環境として保全していく。

公園緑地の整備や河川等の整備にあたっては、生態系に配慮した環境共生の考え方に基づいた施設整備を行い、自然環境の保全・調和を図る。

### レクリエーション系統の配置方針

レクリエーション系統の公園緑地の配置方針は、身近なレクリエーションに資する公園として住区基幹公園を位置づけ、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置する。なお、本区域の広域性、多極性及び地形上の特性などにより誘致圏等の整合がとれない地区については、都市基幹公園の整備に努めることにより、区域を越えた利用を図るものとする。

また都市基幹公園は、レクリエーションの拠点となる公園緑地として桜平山公園があり、この機能拡充を図る。また、住民が水辺に親しむ拠点として真野川の水辺空間の総合的な整備を進めるとともに、新たにスポーツレクリエーションの拠点となる公園等の整備に努める。

なお市街地では、土地区画整理事業により街区公園の整備を進めており、今後とも各公園の誘致距離等の配置バランスに配慮しながら、地区特性に応じた整備手法や形態による公園緑地の確保に努める。

常磐自動車道の整備にあわせて、周辺の自然環境の保全・活用を図り、森林レクリエーションと一体的に地域住民との交流や憩いの拠点となる緑地を配置する。

### 防災系統の配置方針

災害時における避難拠点として防災機能を有する公園等の配置を検討し、その他の公共施設緑地等との連携により、災害時の安全性を確保していく。

また、市街地外を中心とした崖崩れの危険性の高い箇所は、斜面周辺の緑地を保全するとともに、自然環境と調和する整備を推進し、崖崩れを未然に防止する。

### 景観構成系統の配置方針

真野川の水辺の景観を軸として、山林、丘陵地、海岸の特徴ある景観を有しており、今後とも「ふる里の風景」を形成する緑地として保全していく。

### 3) 実現のための具体の都市計画制度方針

#### 公園緑地等の配置方針及び整備目標

主要緑地の配置の方針を踏まえ、住区基幹公園や都市基幹公園等の都市公園の配置を定めるとともに、本区域における重要な緑地の保全のあり方を検討し、公園の整備、地域制緑地の指定によって、緑の積極的な保全と創出に努める。

本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は、以下のとおりとする。

公園の種類	配置方針の概要
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。特に、町尻地区や西町地区においては、土地区画整理事業との一体的な整備を図る。
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。また、整備済の近隣公園である桜平山公園の拡充を図る。
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用出来るよう確保を図る。特に、市民の憩いの場、スポーツレクリエーションの場、防災の拠点ともなる都市基幹公園として、浄化センター隣接地に総合運動公園を配置し、住民のスポーツレクリエーション、防災などの機能を備えた公園の整備を図る。

#### 緑地保全地区等の指定方針及び指定目標

優れた自然環境を有し、景観の面からも重要な緑地である、唐神溜め池周辺、横峯溜め池周辺、石の宮溜め池周辺、桜平山公園周辺、海老浜のマルバシャリンバイ自生地、舟戸松原などの緑地については、風致地区の指定による保全を検討し、貴重な緑地資源の保全や活用を図る。